

(様式7)

## ボランティア譲渡登録申請書

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

申請者 氏 名

印

(代表者)

住 所

電話番号

山梨県動物愛護指導センターが譲渡対象動物とする犬又は猫 について、新しい飼い主を探すことを目的としたボランティア登録を希望しますので誓約書を提出のうえ申請いたします。

1 譲渡対象動物 犬 ・ 猫 ・ その他 ( )

2 譲渡対象動物の新しい飼い主への譲渡までの飼養保管場所

No.	住 所	電話番号	管理責任者 (管理者数)	飼養可能頭数
1	戸建て・集合住宅・賃貸			
2	戸建て・集合住宅・賃貸			
3	戸建て・集合住宅・賃貸			
4	戸建て・集合住宅・賃貸			
5	戸建て・集合住宅・賃貸			

※ 該当する場所は、すべて記載すること。ただし、不妊去勢手術等のため、診療施設で一時保管する場合は除く。

※ 添付書類

- ・ 飼養保管場所の見取り図、案内図
- ・ ボランティア譲渡誓約書 (様式8)
- ・ 新しい飼い主探しの目的書、活動実績等
- ・ グループの場合は会則等、会員名簿等
- ・ 個人の場合は本人確認書類 (運転免許証等) の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書

## ボランティア譲渡誓約書

私（又は私が代表するグループ）は、このたび、新しい飼い主を探すため山梨県動物愛護指導センターから譲渡対象動物を譲り受けることになりましたが、次のことを守り、動物の愛護と適正飼養の普及啓発に努めることを誓約します。

なお、譲渡要領に規定されるボランティア登録の取り消しに該当する場合は、登録を取り消されても不服を申し立てません。

- 1 譲り受けた譲渡対象動物の本能、生理等を理解して愛情をもって保管します。
- 2 譲り受けた譲渡対象動物の保管にあたっては、関係する法令を守り、その動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
- 3 猫にあっては必ず屋内飼養し、迷子札を装着します。
- 4 譲り受けた譲渡対象動物を新しい飼い主に譲渡する場合は、「ボランティアから新しい飼い主に譲渡する際の選定基準」（別紙1）を満たしていることを条件に実施します。
- 5 新しい飼い主に対して、譲渡対象動物を飼うために必要な知識を教示します。
- 6 譲り受けた譲渡対象動物に、病気、逸走その他の問題が生じた場合は、すべて私（又は私が代表するグループ）の責任において対処します。
- 7 ボランティア譲渡登録申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は速やかにボランティア譲渡登録変更届を提出します。
- 8 新しい飼い主が決定し、当該譲渡対象動物に必要な措置を講じたことを確認した場合は、速やかに連絡票を送付します。
- 9 譲り受けた譲渡対象動物は、譲り渡しを推進する目的で一時的に展示又は保管を行っている動物取扱業者が無償で貸し出す場合を除き、営利を目的とした活動に利用いたしません。
- 10 その他、山梨県動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、譲り受けた譲渡対象動物の保管について不適正な事項があった場合は改善の指示に従います。

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名  
住 所  
電話番号



## ボランティアから新しい飼い主に譲渡する際の選定基準

### 【新しい飼い主の条件】

- 1 18才以上であること。
- 2 希望する譲渡対象動物の飼養を同居する者全員が同意していること。
- 3 希望する譲渡対象動物を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。

### 【新しい飼い主の遵守事項】

- 1 譲り受けた譲渡対象動物の本能、生理等を理解して愛情をもって終生飼養すること。
- 2 犬にあっては、譲り受けた日から30日以内に狂犬病予防法に基づく「狂犬病予防注射」を受けさせるとともに犬の登録等の必要な手続きを行い、「鑑札」及び「注射済票」を必ず犬に装着すること。
- 3 猫にあっては、必ず屋内飼養し、迷子札を装着すること。
- 4 不妊去勢手術を必ず実施すること。
- 5 マイクロチップを必ず装着及び登録すること。
- 6 関係する法令を守り、譲り受けた譲渡対象動物の飼育者としての責任を十分に自覚して適正に飼養することにより、当該譲渡対象動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めること。